

会 議 録 目 次

平成21年第1回海田町議会2月定例会（第1日目）

平成21年2月4日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）議会改革特別委員会調査報告	
	（3）庁舎建設特別委員会調査報告	
	（4）行 政 報 告	
日程第4	同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……	1 2
日程第5	第1号議案 海田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につ いて……………	1 5
日程第6	第2号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）……………	1 8
日程第7	第3号議案 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号）……………	3 6
日程第8	第4号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）……………	4 2
日程第9	第5号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）	4 5
日程第10	施 政 方 針……………	4 7
	（延 会）……………	5 9

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
総 務 部 次 長		朝 倉 登 司 雄
企 画 課 長		大 久 保 裕 通
まちづくり推進課長		細 川 真 示
総 務 課 長		植 野 敏 彦
生 活 安 全 課 長		金 子 幹 雄
住 民 課 長		飯 田 義 光
福 祉 課 長		窪 地 満
高 齢 福 祉 課 長		加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		佐 々 木 正 樹
都 市 整 備 課 長		木 原 晴 彦
建 設 課 長		畠 山 隆
下 水 道 課 長		野 間 宏 紀
教 育 委 員 長		瀧 川 昌 俊
教 育 長		正 木 洋
参 事		青 木 基 秀
生 涯 学 習 課 長		青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
まちづくり事務所長		花 本 則 之
保 健 セ ン タ ー 主 幹		湯 木 淳 子

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
次 長	新 谷 隆 司
主 任 主 事	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議 会 報 告

(2) 議会改革特別委員会調査報告

(3) 庁舎建設特別委員会調査報告

(4) 行 政 報 告

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 第1号議案 海田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第6 第2号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）

日程第7 第3号議案 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 第4号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 第5号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 施 政 方 針

日程第11 一 般 質 問

日程第12 第6号議案 海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

日程第13 第7号議案 海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第8号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第9号議案 職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第16 第10号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 第11号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 第12号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 第13号議案 平成21年度海田町一般会計予算
- 日程第20 第14号議案 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 第15号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 第16号議案 平成21年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第23 第17号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第24 第18号議案 平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 第19号議案 平成21年度海田町水道事業会計予算
- 日程第26 発議第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第26に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、西田議員、6番、渡辺議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月18日までの15日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

ら維持管理に要する費用が全額組合の負担となりました。その金額が当初の予想を上回るものとなっていたことから、全国と同じ形式の施設の維持管理費を調査し、比較検討を行った報告がございました。安芸クリーンセンターと同じ流動床式ガス化溶融炉の比較可能な13カ所の維持管理費について調査を行った結果、全国の他の施設と同水準の処理単価となっているという報告でございました。

続きまして、同日に開催されました平成20年第2回定例会ですが、付議案件は4件で、まず、議案第11号は、組合の議員のうちから選任する監査委員の同意を求めるもので、府中町の中村勤議員が選任されました。次に、議案第12号の平成19年度安芸地区衛生施設管理組合各歳入歳出決算認定については、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受けました。続きまして、議案第13号の平成20年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第2号）についてですが、平成19年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ653万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,266万2,000円とするものでございます。続きまして、議案第14号の安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）ですが、平成19年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出の予算総額にそれぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3,833万4,000円とするものでございます。なお、繰越金が2,837万円増となりましたので、各構成町の施設負担金は2,761万4,000円減額をされております。本町におきましては673万円の減額となっております。以上、提案されました議案4件すべてにつきまして、原案どおり可決されました。

なお、関係資料は議会事務局で保管をしておりますので、ご覧いただきたいと思えます。以上で報告を終わります。

- 議長（原田）次に、2月2日に平成21年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

平成21年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件3件、条例案件2件、予算案件4件、請願1件が提案されました。まず、人事案件として、議案第1号、議案第2号及び議案第9号「副広域連合長の選任について」は、副広域連合長3名につきまして、世羅町長の山口寛昭さん、大崎上島町長の藤原正孝さん、坂町長の吉田隆之さんが、いずれも全会一致で選任されました。続きまして、条例案件として、議案第3号「広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして

は、所得の少ない者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料負担を軽減し、後期高齢者医療の円滑な運営を図ることを目的として、被保険者均等割額を9割、所得割額を5割軽減すること等について、全会一致で可決されました。また、議案第4号「広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例の制定について」は、分担金等を納付期限までに納付しない場合の、督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるもので、督促状の発布、延滞金の割合を14.6%にすること等について、全会一致で可決されました。次に、予算案件として、議案第5号「平成20年度広域連合一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,658万5,000円を追加し、予算総額をそれぞれ11億8,082万5,000円とすること、また、議案第6号「平成20年度広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,819万8,000円を追加し、予算総額をそれぞれ2,824億5,518万1,000円とすることについて、いずれも全会一致で可決されました。同じく、議案第7号「平成21年度広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ10億8,350万3,000円とすること、また、議案第8号「平成21年度広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ3,204億8,111万4,000円とすることについて、いずれも全会一致で可決されました。最後に、請願第1号「高齢者の命と健康を守るため、受療権を支える保険証の交付を求める請願」が提出され、次回の議会で継続審議する扱いとなりました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成21年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

次に、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、ご参照ください。また、11月26日から27日まで庁舎建設特別委員会が県外調査を実施され、委員会報告書が提出されておりますので、あわせてご参照ください。

なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

以上で議会報告を終わります。

続いて、議会改革特別委員会調査報告について議会改革特別委員会委員長より申し出がありますので、これを許します。宮坂委員長。

○議会改革特別委員会委員長（宮坂） それでは、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、平成18年8月9日に第1回委員会を開き、平成21年1月13日までに合計9回の委員会を開催しました。調査の概要及び結果ですが、第1回委員会において、各委員にあらかじめ提出していただいた「議会活性化に係る調査研究事項」の調査票をもとに、当委員会における「調査項目一覧表」を作成しました。調査項目については、議会の構成2件、行政監督機能4件、議会と町長の関係2件、討議の活発化14件、住民参加9件、議会事務局1件、その他1件の、合計33件でした。なお、その後にも委員から調査項目の追加が出され、合計34件の調査を行いました。委員会での調査・検討の内容については多岐にわたるため、本席での発表は控えさせていただきますが、毎回、各委員からは活発な質疑や意見が繰り広げられたことを述べておきます。

それでは、本委員会において行った主な改革事項を報告します。政務調査費についてですが、海田町議会の各議員には1年間に6万円の政務調査費が支給されています。これを使い切らずに残余金が生じて、公職選挙法の規定により、町長へ返還できないことになっています。これを改正し、残余金が生じた場合、議員が自発的にこの残余金を町長に返還することができるよう、議員発議により平成19年3月定例議会で条例を改正しました。次に、質問趣意の確認についてですが、本会議や委員会において説明員として出席している町長等が議員の質問または質疑の内容を正確に把握することで、より正確な答弁を行うことができる場合があります。このような場合に限り、説明員が議長の許可を得て、当該議員の質問や質疑に対し、その趣意を確認することができるよう、会議規則の改正を行いました。次に、委員会の行政視察についてですが、議会運営及び議会広報に係る事項については、1年間で情勢が大幅に変化することはほとんどないので、経費節減の観点から、議会運営委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の県外調査を隔年実施することとしました。以上が主な改革事項です。

さて、本委員会では議会の改革、活性化等について調査・研究を実施し、一定の成果が出ましたが、議会としてさらなる活性化、議会活動の充実を推し進める必要があります。また、今回の委員会で議会基本条例の制定について意見を聴取したところ、制定については必要とする意見と不要とする意見の両論がありました。今後、議会基本条例の制定については、その可否を含め、引き続き調査することの必要性を確認しました。

以上で議会改革特別委員会の報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。議会改革特別委員会調査報告につきましては、これをもって終結いたします。

続いて、庁舎建設特別委員会調査報告について庁舎建設特別委員会委員長より申し出がありますので、これを許します。西田委員長。

○庁舎建設特別委員会委員長（西田）それでは、庁舎建設特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、平成19年10月4日の第1回委員会から平成20年5月23日の第9回までは平成20年6月4日の6月定例議会で中間報告を行いました。その後、平成20年8月18日の第10回委員会から平成21年1月13日の第13回委員会までの合計13回の委員会を開催しました。

調査の概要及び結果ですが、第1回委員会は、利便性から見た庁舎位置、まちづくりへの効果、交通の事情、官公署との関係など、選定の視点の確認と、残地内、隣接地西、隣接地東、町営プール跡地、西小学校校庭、駅南口東街区、県合同庁舎の7候補地を選びました。第2回委員会は、総合基本計画土地利用構想の関係、周辺状況、敷地条件を検討しました。第3回委員会は、事業費、財政収支見通し、まちづくりへの効果、交通アクセス、位置、移転スケジュールなどについて検討しました。また、今後の協議に当たり、民意を把握すべく住民アンケート調査を実施することと決しました。第4回委員会は、候補地は現在地、町営プール跡地、JR海田市駅南口の3つに絞りました。住民意向調査の結果に対する委員会の取り扱いは「尊重する」か「参考にとめる」かを協議し、尊重することとし、専門家に調査を委託して、その結果を踏まえ、本委員会で庁舎位置を選定し、4月末までに中間報告を出せる形のスケジュールで進めることと決しました。第7回の平成20年4月15日の委員会では、6月定例議会が限度であるとの回答があり、今後の委員会で採決を行い、臨時議会または6月定例議会で中間報告を行うことで一致しました。第9回の平成20年5月23日の委員会は、意見を集約し、現在地2名、町営プール跡地6名、JR海田市駅南口1名、その他（さらなる慎重審議）4名に集約されました。また、委員会として各候補地に関する詳細について資料請求を行いました。6月4日の6月定例議会で委員会の経過並びに第9回委員会の意見集約を中間報告いたしました。第10回委員会は、各候補地の資料請求に対する回答を受けました。第11回委員会は、各候補地の移転スケジュールと前回の資料に対する質疑を行いました。その結

果、各候補地における地権者との協議内容について再度精査し、町営プール跡地などの用地に係る広島市からの回答などを待つこととしました。第12回委員会は、現在地における地権者の協力の意思確認及び広島市からの文書による回答が得られました。また、国が示す官庁施設の「基本的性能基準」と「総合耐震計画基準」が提出されました。その結果、現在地は現時点でおおむね協力的な状況にあり、町営プール跡地は新庁舎建設用地として決定した場合、広島市はその共有部分の売却に応じることとなりました。第13回委員会は、3候補地にかかわる用地取得などの問題について、ある程度方向性が定まりました。この経過を踏まえ、候補地に関して各委員の意思表示を取りまとめ、特別委員会としてこの調査の区切りとする必要があるとの意見があったため、庁舎の移転先としてどの候補地がふさわしいか、各委員の意思を聴取した結果、次のとおり集約されました。現在地は、多田雄一委員、宮坂二郎委員の2名。町営プール跡地は、三宅総一郎委員、渡辺善隆委員、桑原克之委員、西山勝子委員、崎本広美委員、前田勝男委員の6名でした。海田市駅南口は、桑原公治委員、住吉充委員の2名になりました。その他（さらなる慎重審議）は、久留島元生委員、岡田良訓委員、佐中十九昭委員の3名となりました。庁舎建設は町の重要施策であるとともに、委員会の調査事項である「庁舎の建設に伴う調査・研究」も現委員会においては中途の状況であることから、今後も海田町議会として調査研究を続けていく必要があることを確認いたしました。

以上で庁舎建設特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。庁舎建設特別委員会調査報告につきましては、これをもって終結いたします。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、急激な経済状況の変化に伴う民間企業による大量解雇等への対応についてでございますが、昨年12月16日に厚生労働省広島労働局長に日系外国人労働者の大量解雇に伴う再就職支援等に関する要望書を提出いたしました。この要望を受けて広島労働局ではハローワーク広島東の雇用保険説明会を本町で行うことになりました。12月24日に

は、町の緊急雇用対策会議を関係課で立ち上げ、町として可能な支援策等について検討するとともに年末の閉庁日に臨時に生活相談等に応じる窓口を開設することといたしました。12月27日、29日及び30日に住民課と福祉課の窓口を開設し、3日間で44件の相談がありました。相談者はすべてが日系外国人の方で、住宅に関する相談や解雇後の生活不安への相談等がありました。1月8日には町内11の企業を訪問し、町内居住者で職を失った正規労働者・非正規労働者の新規採用・雇用確保についての協力を要請いたしました。このうち3社から雇用可能であるとの回答をいただきました。2社については、町ホームページの求人コーナーに情報を掲載しております。1月14日に国及び広島県と連携し、日系外国人の生活相談会を開催しました。内容は、ハローワーク広島東が雇用保険の説明会を行い、県が生活保護、労働に関する相談、離職者支援資金貸付相談、県営住宅の情報提供、さらには採用計画のある企業2社との交流会を行い、町が善意銀行の貸付相談、町営住宅の情報提供を行いました。241名の方が相談等にお見えになり、生活資金や住宅問題等について窮状を訴えられるとともに、生活再建などについて相談されておられました。1月16日には第2回緊急雇用対策会議を開き、今回の解雇者を対象に3月までの2カ月程度の臨時雇用についての検討を行い、住民窓口事務等補助など6業務、10名の募集を行うことといたしました。この結果、3名の応募があり、面接を行い、現在3名が勤務しております。

続きまして、消防出初め式についてでございますが、1月11日に海田小学校グラウンドにおいて消防団員、広島市安芸消防署員、少年消防クラブ、龍洞保育園幼年消防クラブなど、約240名が参加して行いました。当日は天候に恵まれ、町民の皆様約660人が参観される中、消防団員の分列行進や広島市安芸消防署との同時多発災害訓練を、消防団員による小型動力ポンプ操法、事業所や自治会の自主防災による初期消火訓練を行うなど、防火・防災意識の高揚を図ることができました。

また同日、平成21年成人祭を海田公民館において開催いたしました。本年の成人祭対象者は350名でした。そのうち出席者は245名で、約70%の出席率でございました。式典は、厳粛な雰囲気の中で滞りなく実施することができました。新成人の皆さんは、緊張した面持ちでお祝いや激励の言葉に耳を傾けられ、誓いも新たにしておりました。式典に続いて実行委員会が中心となって実施した記念パーティーでも、楽しいひとときを過ごしておりました。

次に、広島ガステクノ株式会社のA S R施設の環境測定ですが、平成20年12月に実施

す。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。提案理由の件なんですけれども、任期が昨年12月26日で切れているわけです。本来であるならば昨年の12月議会に提案されるべき案件だと思いますが、今議会にまで延びた理由は何でしょうか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）これは失念しておりまして、大変申し訳なく思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原克之です。3点ばかりお願いいたします。

19年9月議会でも同じ質問をしたんですけれども、選任の資格条件が、これでは地方税法の423条第3項ということで、この規定により固定資産評価審査委員の同意を得るというようなことを書いてあるわけです。資格条件は地方税法の425条、426条、427条にそれぞれ書かれているわけですね。そういう条件が満たされているのかどうか、それがまず第1点。

第2点は、委員長の任期は1年ということになっております。それで、今、委員長はどなたがやっておられるのか。

3つ目は、同意を得るにしても、各法令に対して条例を決めろとか規定を決めろとかというようなことをいろいろ書いてあります。そういうものの整理がなかなかわかりにくいわけなんですけれども、この前も、これは地方税法の423条の7項で、条例の定めるところにより委員会の会議への出席日数に応じ手当を受けるといえること、この場合の条例に定めるところというのが海田町税条例、海田町固定資産評価審査委員会条例、海田町固定資産評価審査委員規定といろいろあるわけです。それを見ても、私が見た範囲では条例の定めるところにより出席日数云々というものがないんですよ。どこかほかに規定があるのかどうか。その3点をお願いします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）まず、選任の条件でございますが、先ほど説明でもありましたけれども、当該市町村の住民、あるいは市町村の納税義務者、それから固定資産税に対する学識経験を有する者ということでございますので、この要件は十分満たしておるものがございます。

それから、委員長ですが、固定資産の委員は3人の合議体で成っております、その中から委員長を選任することとなっております。通常、固定資産評価審査委員会につき

ましては、審査案件が出ますとお集まりいただき、3人の中で会議をするわけですが、その中の互選ということになっておりますので、現在固定資産評価審査委員会は平成13年に3回ほど開いておりますが、平成14年以降は開かれたことがございません。したがって、案件が出てきますと、その都度選任といいますか、最初の委員会で委員長を選任することとなります。

それから、規定ですけれども、規定の整理の中で手当についての条例ですけれども、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定してございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）これは、条例の定めるところによりというのを普通見ると、海田町条例とか、今申し上げた委員会条例とか委員会規定のようにとれるわけですよ、今までのこの範囲内では。それを今、国税局の通達とかなんとか、これで読めと言われても読めないよね。その辺はやっぱりいろいろと整備をする必要があるんじゃないかということで、石賀さんが同意を得るときも同じような質問をしたんです。そのときは整備するよにしますみたいな回答があったんですけどね。海田町の条例とか規定でしか読めないわけですよ、これを見る限りでは。その辺はどうなんですか。ほかにそういう類するよなものがあるんですか。国税局の通達に書かれていますと言われてもわからない。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の報酬につきましては、町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定をして、これは法律を受けてですけれども、法律を受けてここで規定すれば報酬が支給できるということでございますので、法律を受けて町の条例で規定をしておるといところでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）おっしゃることはもうわかったんです。わかったんですけども、それがちゃんと通達集か何かに載っているわけですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今の根拠につきましては地方自治法の中に、報酬を支給する場合は各団体の条例で定めなさいということがございます。それに基づいて町が条例を定めておるといものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第1号議案、海田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、海田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の改定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の上昇を抑制する財源とすることから、基金を設置するため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）それでは、第1号議案、海田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明いたします。議案書2ページの第1号議案と資料1「介護従事者処遇改善臨時特例基金について」をお開きください。

まず、基金の目的、内容等につきまして、資料1に沿ってご説明をいたします。この基金の目的でございますが、介護従事者の処遇改善を図る介護報酬改定が平成21年4月から行われることに伴い、第1号被保険者の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を原資として基金を設置するものでございます。内容につきましては、介護従事者の処遇の改善のため介護報酬を3%増額することに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため、21年度については改定増分の全額を、22年度については改定増分の半額を国費で負担するものでございます。国費で負担する交付金の額は1,200万円を予定しております。なお、交付金の流れでございますが、資料に示しているとおりでございます。

次に、第1号議案により条例案についてご説明いたします。まず第1条でございますが、これにつきましては、ただいま説明いたしました目的で基金を設置するというもの

でございます。第2条につきましては、基金の額として、海田町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額としております。第3条の「管理」から第5条の「繰替運用」につきましては、現在設置しております他の基金と同様の取り扱いとなります。次に、第6条は基金の処分として、第1号で介護報酬改定に伴う第1号被保険者の保険料軽減のための財源に充てる場合と、第2号で第1号の軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合と規定をしております。第7条につきましては委任規定でございます。次に、附則でございますが、施行期日は公布の日としております。また、この条例につきましては、平成24年3月31日限り、その効力を失うと定め、基金に残額がある場合は、国庫に納付するものとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。3年ごとの見直しというのが介護保険料で制定してあるわけですが、これとの関係はどうなるのが1つ。

もう一つは、21年度と22年度、21年度は全額、22年度は半額。その後、国からのこういう基金がなくなれば、これの制定をする前提ですね、もう介護保険料を上げるという前提のもとで急激なそういう上昇によって国が基金を1,200万出すと。そのための基金制度を設ける、こういうことで理解していいのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）3年ごとに行われる介護保険料の改定とのかかわりでございますけれども、当然21年から23年までの介護保険料にこの3%増は影響いたします。

それと、21、22、23の国の負担、軽減が終わった後は、この3%増については給付費、保険料ともに上昇する形で今後推移をしていくと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）全体から見て3%増ということになれば、一番わかりやすいのは世帯で出した方が一番わかりやすいかもわからんけれども、全体としてどのぐらい上がるのかどうか、金額として。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）3%の増によって、介護サービスを実施した事業所に払われる給付費でございますが、これが年額で約4,000万円、3年で1億2,000万の増額。それで反

映される保険料につきましては3年間で2,400万円。これを1年間のお一人おひとり被保険者5,440人に当てはめると、月額で122円の増額で、今回の3年間にしましては国が半分持っておりますので、61円の増額となります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）3点ばかりお伺いしたいんですけれども、第3条、4条、5条に関する事なんです。第3条「管理」で現金のことを書いています。「金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管」と書いてある。第2項で同じく「現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と。株とかなんとかをやっている人から見れば、最も確実かつ有利な有価証券、株とか投資信託みたいなことを想定するんですけれども、これは逆に言えば、やるなというようにもとれるわけですね。とても、その最も確実かつ有効な方法とか、最も確実かつ有利な有価証券というのは、現実的には難しいと思うんです。それで、原則やるなというような意味に解しているのかどうかというのが1つ。

それで、これは「管理」と書いてありますけれども、下の「運用益」との関係で、まさに運用ではないかと思うんです。そのように解釈しているのかどうか。第4条に「基金の運用から生ずる利益は」と書いてあるわけで、これはまさに今申し上げた最も確実で有利な有価証券とか、最も確実で有効な方法で保管して得た運用益のことをいうんでしょうかということです。

それとも関連して、第5条では確実な繰戻しの方法云々というようなことがあるわけなんですけれども、もしそれがうまくいかなかった場合にはどういう責任をとらざるを得ないのかどうか。その3点をお願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）まず第3条でございますが、今の第2項、最も確実かつ有利な有価証券という場合につきましては、これは例えば国債あたりが当てはまるかというふうに思っております。

それから、第4条の「運用益の処理」でございますが、これは普通、定期預金あたりをした場合に利息がつきます。その利子について、それは一応一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に入れます。いわゆる定期預金等の利息のことでございます。

それから、繰替運用につきましては、これは一般会計がいわゆる資金不足を生じた場合に、一時借入金で借りれば高い利息を払わなければなりません、その基金を一時的

に一般会計の資金不足に充てることによって、高い利息を払わないような方策を講じるということで、この繰替運用というのは一般会計の歳出に資金不足を生じた場合に、それは基金を充ててその資金不足を賄います、補充しますという意味の繰替運用でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）じゃ、結論的に言って、いろいろ最も確実に有利なとかと書いてあるわけですが、結論は国債だけというような、そういう想定でいいわけですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）現時点では国債が当てはまるのではないかというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第2号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）について。平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）は、入札執行残の不用額の整理などを行うため、歳入歳出それぞれ3億858万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,764万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）それでは、第2号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配り

しております資料2の「平成20年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。このたびの補正につきましては、各事業におけます入札執行残や、額の確定に伴います不用額の減額を行うもの、あるいは職員の人事異動や共済負担金の率の変更などに伴います職員給与費事業の増減を行ったりしておりますが、件数が多くございますので、これらの部分については説明を省略させていただきます。その他の補正につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。

それでは、資料の8ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、議員の欠員に伴い、議員報酬など357万7,000円減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の基金管理事業につきましては、基金利子が当初見込みより増えたことにより財政調整基金等の利子積立金を増額するものに加えて、先ほど議決いただきました、新たに設置いたします介護従事者処遇改善臨時特例基金に、後ほど歳入でご説明いたします国からの交付金を積み立てるため、1,254万2,000円増額するものでございます。次に、電算管理費の電算システム管理事業につきましては、福祉事務所の開設などに伴いパソコンを整備するため、155万4,000円増額するものでございます。次に、防犯対策費の防犯灯管理事業につきましては、防犯灯電気代の不足が見込まれるため、117万円増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の上下水道使用料減免事業につきましては、公共下水道の供用開始区域の拡大に伴う対象者の増加により、19万7,000円増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般事務事業につきましては、平成19年度障害者自立支援給付費等負担金の確定に伴う返還金として57万2,000円増額するものでございます。12ページをお願いいたします。心身障害者支援事業につきましては、施設利用者の増加に伴う増額及び施設の自立支援制度への移行に伴う整理により764万5,000円増額するものでございます。次に、心身障害者地域生活支援事業につきましては、障害者の社会参加を促進するための移動支援利用者の増加や利用単価の上昇などにより216万8,000円増額するものでございます。次に、心身障害者社会生活援助事業につきましては、自立支援医療費対象者の入院に伴う医療費の増加などにより、94万4,000円増額するものでございます。13ページをお願いいたします。身体障害者等福祉用具給付事業につきましては、利用者が当初見込みより増えたことにより、199万4,000円増額するものでございます。次に、障害児を育てる地域の支援体制整備事業につきましては、知的障害や発達障害のある子どもに関する事項を記

載するサポートブックを作成するため、9万4,000円増額するものでございます。なお、この事業につきましては、後ほど歳入でもご説明いたしますが、事業費のすべてが県補助金で措置されます。次に、福祉医療費の福祉医療費給付事業につきましては、平成19年度福祉医療費公費負担事業補助金の確定により、返還金として2万7,000円増額するものでございます。14ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の保育所費の保育所一般事務事業につきましては、平成19年度保育所運営費負担金の確定により、返還金として26万6,000円増額するものでございます。次に、私立保育所育成事業につきましては、入所児童数が当初見込みより増えたことなどにより、1,847万4,000円増額するものでございます。15ページをお願いいたします。ひまわりプラザ費の子育て応援事業につきましては、ヘルパー利用の見込みが少ないため、100万円減額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の精神障害者社会生活助成事業につきましては、受給者が当初見込みより増えたことにより、151万8,000円増額するものでございます。16ページをお願いいたします。予防費の健康診査事業につきましては、平成19年度老人保健事業費負担金の確定により、返還金として37万2,000円増額するものでございます。次に、母子保健費の不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療の申請件数が当初見込みを下回るため、40万円減額するものでございます。17ページをお願いいたします。衛生費の清掃費の塵芥処理費の広域ごみ焼却場事業につきましては、負担金の額の確定により、673万円減額するものでございます。

18ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路橋りょう総務費の道路橋りょう総務一般事務事業につきましては、県道矢野海田線冠水警報装置設置負担金として、65万円増額するものでございます。次に、道路新設改良費の町道6号線バイパス整備事業につきましては、年度内の用地取得が困難となったため、1,750万円減額するものでございます。19ページをお願いいたします。三迫二丁目地内道路整備事業につきましては、年度内の用地取得の一部が困難となったため、1,040万円減額するものでございます。20ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の街路事業費の新開蟹原線道路改良事業につきましては、年度内の用地取得が困難となったため、2億653万1,000円減額するものでございます。次に、土木費の河川費の排水路費の町内水路浚渫事業につきましては、昭和中町地内外水路浚渫工事について、県が実施した尾崎川導水事業により土砂がたまらなかったため、190万円減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校管理事業につきましては、光熱水費が当初見込みより増えたため、279万8,000円増額するものでございます。次に、学校給食費の小学校給食事業につきましては、光熱水費が当初見込みより増えたため、44万9,000円増額するものでございます。

24ページをお願いいたします。公債費の町債元金償還事業につきましては、利率や借入額の変動により町債償還元金が当初見込みより増えたため、7万6,000円増額するものでございます。次に、町債利子償還事業につきましては、町債償還利子が当初見込みより減ったため、354万5,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページ初めの配当割交付金から2ページ終わりの小学校費負担金にかけましては、額の確定に伴いましてそれぞれ増減を行っているものでございます。その他、このたびの補正は各歳入費目における額の確定や実績見込みなどによる増減を行っておりますが、件数が多くございますので、これらの部分につきましては説明を省略させていただき、そのほかの補正につきまして、費目ごとに説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、753万1,000円増額するものでございます。次に、児童福祉費負担金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、617万2,000円増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の心身障害者福祉費補助金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、93万3,000円増額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、189万2,000円増額するものでございます。次に、老人福祉費補助金につきましては、歳出でもご説明いたしました介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てる交付金として1,200万円増額するものでございます。4ページをお願いいたします。総務費国庫補助金の総務費補助金につきましては、国の第1次補正予算により、新たに地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が創設されたことにより、当該交付金として500万円増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の心身障害者福祉費負担金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、376万4,000円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。児童福祉費負担金につきましては、歳出での関係事業費の増

額補正に伴い、308万7,000円増額するものでございます。県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、627万9,000円増額するものでございます。次に、児童福祉費補助金につきましては、歳出での関係事業費の増額補正に伴い、54万円増額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。財産収入の財産運用収入の利子及び配当金につきましては、基金利子が当初見込みより増えたため、54万3,000円増額するものでございます。次に、財産収入の財産売却収入の不動産売却収入につきましては、普通財産の売り払いが見込めないため、3,479万5,000円減額するものでございます。

次に、寄附金の一般寄附金につきましては、実績により47万2,000円増額するものでございます。なお、このうちふるさと納税につきましては5件で17万3,000円となっております。

7 ページをお願いいたします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2億1,482万3,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金5,480万8,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、派遣期間の変更に伴い、派遣職員負担金416万4,000円を減額するものでございます。

次に、町債の土木債の道路整備事業債につきましては、町道6号線2工区整備事業、三迫二丁目地内道路整備事業及び新開蟹原線道路改良事業の事業費の精算により、合わせて1億9,680万円減額するものでございます。次に、都市計画事業債につきましては、広島市東部地区連続立体交差事業の事業費の精算により、3,380万円減額するものでございます。次に、臨時財政対策債につきましては、額の確定により10万2,000円減額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第2号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億858万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,764万4,000円とするものでございます。

次に、議案7ページの「第2表 繰越明許費補正」についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路橋りょう総務一般事務事業につきましては、県道矢野海田線道路冠水警報装置設置負担金に係る費用について、事業

主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて40万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、町道135号線道路改良事業につきましては、建物補償において解体が年度内に完了しない可能性があるため、704万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、町道6号線2工区整備事業につきましては、建物補償において解体が年度内に完了しない可能性があるため、1,074万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。土木費の都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、事業用地の取得において一部年度内の物件移転の完了が見込まれないため、事業主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて552万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、海田臨港線整備事業につきましては、事業主体の広島県において年度内の工事の完了が見込まれないため、県の繰り越し手続きに合わせて766万7,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」についてご説明をいたします。このたびの補正で、8ページから9ページにかけて変更を5件計上させていただいております。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成20年度海田町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）18ページの町道の歩道、6号バイパスの事業用地購入費未執行、移転補償費未執行、この理由、なぜ未執行になったか。それと、この未執行のは理由を聞かせてもらわにゃいけないのじゃが、162号線の、多分これは日下橋の歩道のあれじゃと思うんじゃが、2,316万円、これが未執行というか、入札残か何かになっていますよね。私はこの工事の入札結果を聞いたところ、3回も4回も落札されておらんのだ。その理由を最初に聞かせてもらえたらええ。歩道の入札が、業者を変えて3回やって皆流れたと。再度入札されたはずじゃが、その理由。合わんとやってからに2,300万も執行残で残るとしたら、これは何の理由か。それを先にお願ひします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）162号線の工事の設計等の差でございますが、当初予算で計上しておりましたのとまた実際に実施の設計をいたしました中で差が出てきて大きく違ってきたというような状況でございます。

○議長（原田）非常に聞いていてわかりにくいんですが、差が出てきた理由を述べていただきたいんです。建設課長。

○建設課長（畠山）差が出てきた理由を具体的に申しますと、フェンスの撤去・設置の単価の違い、また、電柱移設を当初予算のときには見ておりましたが、その分が不要になったこと、また、交通整理員の減などによるものでございます。

○議長（原田）それから、6号線の未執行。建設課長。

○建設課長（畠山）6号線のバイパスの減額した理由でございまして、これにつきましては、昨年度から地主の方に交渉しておりましたが、今回もお話をしたわけですが、買収価格が安いということで、交渉いたしました、応じてもらえないということで、年度内の実施が難しいということで減額させていただきました。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）6号線の分は後で話がついて平成21年度予算には出ていますよね。それじゃ、それは後で、21年度の予算のときにやります。

162号線の日下橋の分ですが、私はもっと、説明不足じゃと思いますがね。なぜかというたら、今のを広くするために業者を変えて3回も入札されていますよ。入札されているということは、入札金額が安いということじゃないんですかね。入札金額が予定は高かったんじゃから。でしょう。その内容が違うからというて2,300万残るということは、私の理解不足か、あんたらの説明不足かでしょう。私が聞いておるのは、業者を変えて3回もやっておられます。それで、最後には話し合いで決められたかどうか、そこまでは私は、言う気じゃたら言うてもらえええし、言うてまずいことじゃたらわしは聞かんでもいいんじやが、3回もやられて2,300万の執行残が残るところが私はおかしいと言うんじや。じゃけん、きちっとわかるように説明してもらわんかったら。第1回目の入札が1,900万か何ぼか知らんよ。2,000万弱か。それで1,700万か何ぼで不調。それで、3回目ぐらいで1,600万か500万で、何か知らんよ、私も聞いた話じゃけん。それで不調じゃったんでしょ。それで話し合いで、1,600万か何ぼか知らんよ、それで決められたはずなんよ。なのに2,300万の執行残が残るということは、何がどうで2,300万執行残が残って、何が何で、ネットが高う見積もったのが安うて執行残が残ったか。土木費の分は今の見積もりが安かったんじやが、業者が高う来られたとか。何かの関係で2,300万残るんじやから。そうじゃから、当初の積算の仕方が悪かったか、何かの手違いか、そこをはっきりわかるように説明してもらえたら私も納得するんじや

が、もう1回お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）少し説明が不適切と申しますか、足らずがあったということで、2,300万の中に用地取得費もございます。そういう中で財務省からこの用地を購入するわけでございますが、これまで道路等の用途にかかわる部分については無償譲渡で財務省から譲渡していただきました。ただ、平成18年ぐらいから財務省、国におきましてもその用地にかかわるものは有償で協議をするという経緯がございまして、今回この有償による土地の用地購入、本町は初めてでございまして、それが対行政における場合はどのぐらい減免できるか、そういうことも定かではございませんでした。そういうことで、いわゆる一般の鑑定による用地で予算立てをしております、今回財務省と協議をしまして、財務省が対行政ということで大幅な減額といいますか、その金額で協議が調ったということで、これが約1,800万程度でございます。そういうことでこの金額が出てまいったと。残りが、今ご質問なされました工事による執行残約500万でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、最初からそういうふうな説明をしてもらわなかったらわからんのですよ。じゃから、今の6号線も私は言いかけたんじゃが、6号線もそのようになぜ未執行になったんじゃか。今の用地交渉の用地の問題ばかりじゃないでしょう。金額の問題ばかりじゃないはずなんよ。そこらを、あとは21年度予算でやりますが、やっぱりわかるように。用地交渉が済んだらそれなりの、用地交渉をやりますというて補正予算でもつけたのなら、それが未執行に終わったら未執行に終わった理由というものをちゃんと説明できるように段取りしておいてもらわなかったら、21年度予算でやりますから、きちっと説明ができるようにお願いします。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。2件ほどお尋ねしますが、19ページに連続立体交差事業で3,122万減額というのがありますね。それと、歳入で町債、起債を3,300。事業より起債の方が多いいというのが私はどうも不思議に思うんですがね。しかも、これも減額をしておるんですが、これの説明を求めたいということ。

もう一つは、11ページに上水道使用料減免事業というのがありまして、弱者救済のためにこれまで上水道はいろんな手当てをしておったのが、町長はいろいろ行革の中の1つだといって削除したという経緯があって、私は一般質問等で取り上げて、それをもと

へ戻しなさいということの質疑や質問を重ねてきたんですが、ここに上げられておる19万1,000円、これと、町長がこれまで言われておった件についてはどう違ってくるのか、復帰されたのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）起債の減額と事業費の減額の差ということですが、起債には今回、県で補助事業として実施される事業について、町では約55%の起債が認められます。交付金事業として実施される事業については95%の起債が認められるということで、それを精査されました結果、交付金事業につきましては町で負担すべきものの4,700万の95%を一応予定しておりました。それが県の事業で精査された関係で、交付金事業が1,100万余りの事業費しか執行ができなかったということで、起債の率が高い方が執行できなかったということで、起債の方が落ちたということで理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）上下水道の減免事業についてでございますけれども、今回、説明でもございましたように、下水道部分のエリア拡大に伴いましての対象者の増加でございます。内容につきましては、障害世帯、ひとり親世帯の増加によるものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の連続立体交差事業の件ですが、主には中身はどういうものですか。内容について説明していただきたいというように思うんですが、ただ数字だけのやりとりでは理解しにくいので、具体的に説明を求めたいと思います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）主にと申しますか、そのほとんどは用地買収費でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。先ほど来出ております18から19ページあたり、まとめて言いますが、町道6号線、土地代が安いとかなんとかで話がつかなかったということで未執行だということですね。これは予算のときにも言うたんですが、どうなのかと。既に2年もこの予算は未執行、未執行で流れてきておるんですね。それで、用地の交渉の話がついたら補正予算でも上げればいいのか、ほかにやる事業が何ぼでもあるだろうということと言うたんだけど、話がつくんだということで、同意して皆さんもそろっておるわけですが、またこういう結果になったんですね、未執行。性懲り

もなしに来年度21年度にこれがまた上がっておるんですね。どういう考えをもってこういうでたらめをやっておられるのかということなんです。もうちょっと性根を入れて、ほかにやる事業があるんじゃないかと。こういうことをまとめて聞きたいんです。これは21年度に上げてまた未執行になるんじゃないか。そうすると4年も続くようなことになるわけですね。こういうでたらめを町長はしっかり肝に銘じて予算を組んでおるのか、担当課から上がってきたらいいかげんに判こを押して上げておるのか、ここらが理解できない。建設部長、例えば今の162号、財務省の土地が安くなったと。非常にいいことだ。工事に関しての残は500万円だと。先ほど来のお話を聞くと、2回も不調をやって組み替えをして3回目で落札して予算が500万円残だと。もっともらしいような説明でありながら、でたらめじゃないですか。だから、これは建設課長、どうなんだ。当初の積算がでたらめなんじゃの。いつもあなたの言葉で言う、精査して、精査してという言葉が出てくるんですが、そこらが全くなされてないんじゃないか。そこらの説明を詳しくやってもらいたい。特に新開蟹原線に至ってもできないとか、6号線、特にバイパスなんかは見通しが無いものの予算を上げて。予算を上げて未執行。1回や2回まではいいとしても、3回も4回もそういうでたらめはやるべきじゃないと思うんです。ですから、今言うたのをまとめますけれども、そこらのやり方、執行、予算の組み方、考え直す気がないかということと、先ほど言いましたように、そういうふうに話し合いがついたときに補正予算でも組んでやればいんじゃないのか、こういうことで、まとめて2点ですけれども、もろもろ聞いたことはもうちょっと詳しく説明してもらいたい。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）6号バイパスの件でございますが、6号バイパスにつきましては昨年度19年度、また今回20年度、2回予算を上げさせていただいて、用地交渉が不調に終わったわけでございますが、それで、前田議員もおっしゃるとおり、来年度につきましては当初予算では計上せずに一応交渉して、間違いないという段階で補正させていただくような形で考えております。それから、162号線ですが、執行残が500万出たということで、当初我々が予算段階で積算していたものと、実際に発注するときの積算したものの差があったということでございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）新開蟹原線につきましては、ご存じのように都市計画道路の事業認可を受けて実施している事業ということで、予算を空白にして臨むということがなか

なか難しいということで、毎年度一応予算を組んで折衝を再度やらせていただくという方法でしか対応ができないというふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再度繰り返しますが、都市計画道路だということですが、認可区間ということで、期間というか、年度がなくなっていくということですが、おのずから年度は延長せにゃなるまいと思うけれども、引き続きそれがどうなっておるか。私はほかに、新開蟹原線、それで終わりじゃないわけですね。バイパスから日下橋まであるわけですね。ですから、そういうふうな、いつかどこかでも言いましたが、6号線もあったか、ほかも言うたと思いますが、新開蟹原線のもっと先のあたり、旧朝鮮学校のあたりにしても、可能なところから部分的にやれというふうにして、あそこは今終わったわけですが、そのできないところに固執しておるというところに問題があるんじゃないか、こういうことなんです。だから、できるところにそういう予算をつけて、見通しをつけながら早くやっていく必要があるんじゃないか。だから、今の課長の説明だと、そういうことなら仕方がないかなというふうにして皆さんは思うんだろうけれども、その延長線がそこでおしまいじゃないんです。次もあるんですよ。だから、なぜそのできるところを見て進まんのかというところを聞きたいわけです。その説明。

それと、建設課長、今も先ほど来言うておるんですよ。嘘かほんまかはわかりませんが、崎本議員の弁によると、1,900万が1,700万ぐらいになって、1,600万ぐらいになって、そういうことで落札とか随契で決めたということで、町民の便利がよくなるためにやっておられるということはいいいんだけれども、業者としてはそれなりの積算をしたもの、あなたたちがどういうふうな形で積算されておるのか、その辺が、精査した結果だとかというて、なおかつ500万円残ったというところを言うておるわけです。100万や200万で刻んでおきながら500万残っておるというふうな、当初の積算のもとと入札の結果との開きが大き過ぎるんじゃないかと。わかりやすく言うと、でたらめの積算をしておるんじゃないかと、こういうことなんよね。それで、執行に当たっては精査した、こういうことなんよね。なおかつこういうことが起きておるんです。だから、500万もあれば、あるいは私もここで、費目が違うんですけれども、砂走踏切のところ、袋になったところから車が出てくるのが、踏切待ちの車がとまって、出られないということをお願いしたところ、そうすると、畝のように譲り合いゾーンとかということでラインを引いてやるようにしたらという返事は聞いておるんだけれども、そういうわずかな5万

円、10万円の仕事ができんでそういう無駄な予算を残しておるといところが気に入らんわけよね。なぜ、500万もあるのなら、譲り合いゾーンのラインぐらい5万円か10万円でできるだろう。そうすると、踏切待ちをしておる人も4、5メートル、踏切の手前で停車して踏切待ちをする。奥から出てくる人はそのまま真っすぐすっと通過できる。こういうところが町民の利便じゃないのかと思う。そういうことで、日下橋、162をやられるのも結構だが、そういうふうな別の仕事もできるじゃないかと、そういうことが言いたいわけやね。だから、課長の説明が理解できないんだ。もうちょっとわかりやすく説明願いたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）まず初めの再質問に対してご答弁申し上げます。新開蟹原線の用地買収でございますが、先ほど課長が申しましたように、この事業は都市計画事業として都市計画決定、事業認可を経て事業化をしております。先ほどご質問にもございましたように、東広バイパスの側道、いわゆる県道でございますが、それから日下橋の地点までこの新開蟹原線というものはルートとしてございます。しかしながら、今現在認可をとっておりますのは、その東広バイパスの側道の県道までしか認可をとっておりません。ということで、認可をとらないと事業化はなされません。そういうことで、今、現認可でありますところの区間、その中で余っておるのが現在用地買収を行っておるところでございますので、何としても認可区間すべてを用地買収しまして整備していくということをご心にかけておるものでございます。ですから、ほかにと申されましても、それは認可申請等々をやらないと、他の区間はできないということでございます。

それと第2点目、162号線につきましては、当初予算を立てさせていただきましたが、いざ実際事業を実施する段になりまして、先ほど課長も申しましたように、若干の仕様が変わっております。フェンスとか電柱とか、そういう部分がございます。そういう中で設計をさせていただきました、当然入札に際しては業者さんに仕様書を示して入札をしていただくわけですが、そういう中での執行残というものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。まず、説明書の4ページの総務費国庫補助金の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の500万なんですが、これはある程度の用途が決められて国から交付されたと思いますが、歳出としてどういう項目の歳出をされたのでしょ

うか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）対象事業といたしましては（仮称）三迫第2公園整備工事でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）続きまして、3ページですけれども、国庫補助金の児童福祉費補助金の新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査事業91万1,000円が国からおりてきているわけですけれども、町といたしましてこのニーズ調査はもうなされたと思いますけれども、執行率といいますか、執行金額は幾らで、その結果はどのような結果でしたか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査につきましては、調査期間が9月1日から実施を行いましたので、歳出部分については予備費で対応いたしました。予備費の額につきましては33万1,000円でございます。今回の歳入部分の91万1,000円につきましては、歳出部分と職員の人件費部分を加えたもので91万1,000円となったものでございます。内容の結果につきましてはすべて国へ回答いたしておりまして、町の中には資料が残っておりませんので、調査結果が出た段階で国から協力市町にもその情報がいただけるものと県からは聞いております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今、国にこのアンケート調査の結果はすべて提出されたので、町には残っていませんと。その結果は調査をした自治体には国から報告がありますということでしたけれども、その報告はいつということはお聞きになられてはいないのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）これも県からの情報でございまして、いつということはまだ今の段階では聞いておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。多田議員。

○8番（多田）ふるさと納税なんですけど、5件あったとお聞きしましたが、この5件についての例えば地域とか金額とかという内容を教えていただきたいんですが。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）金額につきましては、まず1件が10万円、5万円が1件、1万円が2件、3,000円が1件でございます。このうち町外の方が3件で、あとは町内の方でござ

います。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それにつきまして、PR方法について何か工夫をされたということがあったんでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）PR方法につきましては、今のホームページにそのふるさと納税の欄を設けて、すぐ見られるようには工夫いたしました。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それともう一つは、県道矢野海田線のガードの冠水の警報なんですけど、これも初歩的な質問なんですけど、県道なのに町が65万円も負担せにゃいけないのでしょうか。これはほかの例えば利用する広島市とかそういうのも負担をするんでしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）この負担金につきましては、県の広島県建設事業負担金条例に基づきまして、工事をやった場合は10分の1とか15分の1を町が負担するような形になります。今回の場合は10分の1を予定しております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。8ページなんですけれども、特別職の減額が1,200万円ぐらい出ておるんですけれども、これは当初どういうふうな予定をされておったんでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）現在空席であります副町長分の給与でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それはわかっておるんですよ。だから、どういうふうな、実際に何かされんかったら、だれかを例えば推薦したとか何かされたわけでしょう。されなかったんですか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）当初では副町長を任命する可能性があるということでこちらへ計上させていただいたものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）それはわかるんですよ。ですけれども、21年度もまた同じような予算が上

がっておるでしょう。ここで1,200万減額と。もしこれがなかったらその1,200万はほかのところで使えるわけなんですよね。私はそこのところを言いよるんですけれども。だから、例えばだれかにお願いしたけれども断られたとか、何かそういうふうな具体的なことをされたかどうかということなんです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在そういうことはやっていませんので、今回こういう形で残させていただいたんですが、また改めて私の考えでまた提案して皆さんの理解をいただくのがいいというふうに思っております。

○議長（原田）ほかに質疑。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。先ほどの新開蟹原に戻りますけれども、3年連続して執行残。この金額が一般会計全部のほとんどを占めるということで、事業を延長して20年、21年で、もう20年度が終わりかけてあと1年しかないということで、12月も質問をしたわけなんですけれども、その後、地権者の方と交渉されておりますね。年末と、2回ぐらいされておりますけれども、どういう交渉をされたか、説明をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（木原）交渉の内容ですけれども、詳しくは差し控えさせていただきたいんですが、いろんな移転補償問題の関係の再度の見直しなどを一応提議されましたけれども、理解をいただくような話を続けております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、土地の単価の問題とか残地補償とかということがあるわけなんですよ。それで、予算を見まして、冬の時代がもう来よるわけですね。とれるときにということで執行していかないと、2億も3億も町税税収が減るというてここへ出ております。やっぱり真剣に危機感を持ってやらなきゃ、いつまでたってもこれは交渉が成立しませんよ、要するに。あと1年のということで、それで収用委員会という話が途中であったんですけれども、あと決着をつけて、これから21年度、予算も入っておりますけれども、どうしていかれるのか。21年度までで片づけるということで県が事業認可をおろしておるわけでしょう。あと1年、予算も21年度に出ていますけれども、1年でどういぐあい交渉して成案、妥結に向かっていかれるつもりなのか、そこをもう一度お聞きします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今のご質問でございますが、これまで何度もご答弁申し上げましたように、土地の単価、それとかいろんな補償、それは公共事業でやっておりますので、これは民間の土地の売買取引とはわけが違いまして、生活保障という観点からやっております。それで、土地の購入、並びにそこに建っております家屋の移転補償、そういうものをあわせたことで補償基準に則って補償するというものでございますので、たとえ単価を上げてほしいと地権者の方から申されましても、それ以上の単価にしますと過補償ということになりますので、これもなかなかできないということでございます。それと、これまで収用のことに関しましてご説明申し上げたこともございますが、その際、今年度に入りましてその地権者の方が一定の話を聞こうという姿勢を示された、そういう経緯がございますので、収用のこともそこに置いておきまして交渉に努めたということでございます。ただ、今年度末に入りまして、権利者の方からも第三者の意見を聞いたかどうかというような言動もございますので、それはそれで、その辺を踏まえまして今後どのような対応をしていくか検討をしてみたい、このように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それと、じゃ、6号のバイパスのところが出ましたけれども、予算が未執行に終わってということで、先ほども言いましたように、町税収入が2億、3億、冬の時代が来ましたから、がた減りするわけですよ。とれたときに、19年度も20年度も未執行、未執行が多いわけなんですけれども、この点から、どうしてもという気がないとかいうような結果が残るので、これから6号のバイパスでもどうしていかれるのかということで、21年度は6号バイパスの予算はとって入っていないわけなので、今、途中でとかということでしたけれども、6号の見通し自体をどういうぐあいに考えられておるか、事業認可のこともあると思うんですけれども、6号バイパスのことをもう一度お聞きしておきます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）6号バイパスにつきましては来年度、予算は計上しておりませんが、引き続き用地交渉を行っていき、話がつきましたら補正予算でお願いしたいと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。宮坂議員。

○10番（宮坂）2ページの基地交付金が25万7,000円減額になっていきますけれども、この理由。

同じく 2 ページの一番下段の教育費負担金の広島市からの事務負担金が21万8,000円減額、これは何人分の児童で、それから、この児童は南小学校に行かれていたんじゃないかと思うんですけれども、これは町外の小学校に行くようになったために負担金が減ったのかということ。

それからもう 1 点、これは先ほど、6 ページの一般寄附金のふるさと納税、多田議員も質疑されたんですけれども、17万3,000円が、わかればいいんですけれども、これは他の自治体、例えば近隣の安芸郡の府中、坂、熊野に比してこれがどんなものなのかがわかれば、お願いしたいんですが。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）基地交付金につきましては指示額でございまして、実は中身はわかりません。これは県で調整されまして、基地がある市町村に配分されるものでございます。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）それでは、小学校費の負担金の21万8,000円の主な理由でございすけれども、これにつきましては、当初見込みでは36名を予定して組んでおりました。しかしながら、新1年生が当初14名であったものが13名、入ってこられる方が1名ほど少なかったということが原因でございす。それともう一つは、委託単価、当初は約11万3,000円で組んでおりましたけれども、単価が11万円となったと。これは海田南小学校の必要経費に係る決算額に基づいて積算したものでございす。以上です。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）ふるさと納税の他団体の状況でございすけれども、調査いたしておりません。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）今の学童の負担金なんですけれども、要は新1年生が1名、当初から入らなかったのかということだったと思うんですけれども、今、積算で11万3,000円の1名が11万円になったとかというふうに。確認を含めてなんです、これは21万8,000円という額が合わないように思いますが。

○議長（原田）参事。

○参事（青木基秀）これにつきましては、当初、先ほど申しあげましたように、1人当たりの単価を11万3,049円で36名分措置しておりました。海田南小学校に係る必要経費の

決算の結果、1人当たりの単価が11万59円となりました。そして、措置人数が35名。1名減っております。総額で差引きした結果、この額が減額の対象となったものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今回、補正で約3億減額をされておるんですが、いろいろ説明を受けると、1億はいろいろ減額の補正で調整されておるわけですが、あと2億は財政調整基金からの減額で精査されてこういう補正もなさっておるんですが、財調は今、もう一遍3月末まで補正を組まれるかどうかはわかりませんが、今どのぐらいあるんですか。いわゆる預貯金ですね、町の。それをお尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）20年度末では約16億の残高になる予定でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

企画部長から発言を求められておりますので、これを許します。企画部長。

○企画部長（永海）先ほど佐中議員の財政調整基金の残高のご質問につきまして、16億円とお答え申し上げましたが、14億7,000万円程度に年度末になる予定でございます。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第7、第3号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、東部浄化センター維持管理事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,006万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,849万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料3「補正予算説明書」をお願いします。歳出からご説明いたします。2ページをご覧ください。まず、総務費、総務管理費、一般管理費を489万9,000円減額するものでございます。まず、共済費ですが、職員給与費事業の職員共済組合負担金及び互助会負担金の負担率が変わったこと、並びに一般管理一般事務事業の労務保険料等の率が上がったことにより、合わせて13万1,000円増額いたします。次に、委託料でございますが、水道課に委託している使用料徴収事務委託料について、徴収対象経費等の精算見込み及び下水道台帳作成業務委託料等の入札執行残により503万円減額いたします。次に、総務費の水洗便所普及費ですが、貸付者の利用者が増加したことにより、貸付金を300万円増額するものでございます。次に、3ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費、公共下水道整備費を2,129万4,000円増額するものでございます。まず、負担金補助及び交付金ですが、東部浄化センターへの流入水量が増えたことにより、維持管理負担金を2,474万7,000円増額いたします。また、広島市公共下水道事業負担金ですが、精算見込みに伴い、負担金を345万3,000円減額いたします。これによりまして、負担金補助及び交付金を2,129万4,000円増額するものでございます。次に、公債費の元金、償還金利子及び割引料ですが、下水道事業債の借換債について、一部当初見込んでいた償還期間を短くしたことにより、40万4,000円増額するものでございます。次に、利子の償還金利子及び割引料でございますが、借入利率が当初見込み値より上がったことにより、26万9,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて計上するため、未計上分

2,066万8,000円補正するものでございます。次に、町債の下水道事業債ですが、資本費平準化債及び下水道事業借換債の額が確定したことにより、60万円減額いたします。

それでは、第3号議案をお願いいたします。第1条の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,006万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,849万円とするものでございます。次に、2条の地方債の補正ですが、議案の3ページをお願いいたします。資本費平準化債を40万円減額し、2億1,340万円とし、下水道事業借換債を20万円減額し、3億5,430万円とするものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）お伺いいたしますが、一般会計、水道予算。工事の入札で執行残が出てきますが、下水道関係はあれだけの大きな工事をして入札の執行残とかあれが全然出てこないのだが、どういうふうな入札のやり方をしておられるか、それとも、工事金額が余った場合はどこか流用されておるのか、そこらをはっきりと説明をお願いいたします。意味はわかりますか。今の建設とか工事とかなんとかがんとかは、多分下水道も入札されるから、100%、執行残が何ぼかあるはずなんです。それが補正でも執行残も何も出てこないし。多分執行残があるはずなんです。議会広報のあれにも載っていますが、執行残があるんじやが、それが出てこないから、どういうふうな流用の仕方をしておられるか、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）下水道工事の場合、整備工事でございますので、もちろん予算で説明した箇所、設計当初の工事箇所等に沿って工事の入札をかけていきます。もちろん入札執行残は出てまいります。その執行残につきましては、整備工事でございますけれども、事業効果を高めるために執行残をまだ整備していないところに持って行ってまた工事を発注するようにしております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうしたら、例えば執行残が今の9,000万なら9,000万で2,000万余ったというようなところは別の工事を発注してやられるということですか。ですよね。その場合は、どこそこの工事がどうのこうのと補正までは出す……。流用しておるけん、補正じゃないんじやが、どう使うてもええと。わしもこれは初めてじゃけんわからんのじ

ゃが、執行部に聞いてみるんじやが、執行残が出たら、今やられるように、どこへ使ってもええというような規定があったならば、下水道だけか、それとも私が言う土木建築でも、例えば500万ぐらいじゃったら石垣がつぶれたのが直ると。補正じゃのうても、入札残が500万あるのなら予算を組まんでも直す。21年の予算を見てもわかるんじやが、予算を組まんでも、執行残があるんじやから、前倒しをしてやって直してあげますというようなこともできると思うんじやが、そういうふうなやり方も建設執行部の、下水も皆考えてやってもらえるのかどうか、聞いてみます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今の下水道事業の考え方でございますが、ご承知のとおり、下水道事業補助事業として国から補助金をいただいて事業を執行してまいっております。その考え方として、いわゆる、今うちの場合は流域幹線、県がやっております流域があります。それが幹線整備。我が町は流域関連公共下水道としてすべて面整備として補助金をいただいております。そういう関係で、処理分区ごとにはございましょうが、すべて要するに面の整備であるということで、面整備に対して事業費、補助金等々は予算化もしますし、補助金もいただいております。そういう関係で、いわゆる建設等の個々の事業を箇所づけして、それに対して補助金をいただいたり予算をいただいたりするのは若干性格が異なっておるということで、これまでもずっとその面整備は、どこをやっても面整備でございますので、そういう観点で予算を計上し、予算を認めていただいておりますと執行部は考えております。そういうことで、いわゆる箱物、そういうものとは若干執行の仕方が異なってくると認識しております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は箱物のことを言うておるんじゃないんです。道路整備だったら、例えば、私もよその坂町や熊野町へ行って、熊野町なんかは道路整備をやったら、海田町みたいに悪いところだけカッターを入れて直せというんじゃないんよ。下水道を入れたら全面舗装して全面復旧されます。どこがええか悪いかは知りませんよ。だけど、海田町みたいに、海田町がええも悪いもわしはわかりませんが、例えばここが悪いからここを切って直したら、それは安くつくかもわからんのじやが、だったら次が行く、次が行くというて長らくかかる。そういうことをやめて、そういう予算があったのなら、入札残があったら、款が違う、目が違うんじゃないんじやから、そういうことはできませんかということを知りたいわけよ。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）それは当然選択肢としてはあろうかと思えます。それで、下水道も59年から始めましてかなり年数がたっております。当初は道路に管を布設していくわけですが、いろいろ道路につきましても舗装、そういうものもかなり劣悪な状態の箇所がございました。そういうことをかんがみまして、道路、下水道の大きな管を入れますと、かなり道路が乱れますので、ご承知のとおり、すべて全面舗装で対応しておった時期もございました。それですが、いろいろ経済状況も変わりまして、道路整備もどんどん並行して進んでおります関係で、現在ではいわゆる影響の出たところのみをやっておるのが現状です。おっしゃるとおりでございます。それじゃ、それを全面的に、執行残が出ればそこをやったらどうかという考え方も1つの選択肢だとは思いますが、今のところ、そういう影響部分だけでやらせてもらっておると。それよりもまだまだ、今87%の普及率になっておりますが、まだ待っておられるところがございますので、管の整備を先行させていきたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。資料の2ページの水洗便所の普及の問題でお尋ねしますが、面整備であるとか、あるいは認可区域以外で接続可能な下水道、ここで、しかも3年経過したところでどうしても自治体として奨励する、あるいは3年経過をしておるから早く指導をするということで、なかなかつなげてもらえない、その理由がやはりお金がかかるということなんですけれども、その問題で今何%で、しかも、こういう制度があるんですよと、多分徹底されておるとは思うんですけども、なかなかそれで進んでいないということがあるので、これの啓蒙と、しかも、今何%ぐらい残って接続していないのか。私どもがいろいろ町内にアンケートをとると、やっぱり接続をしていないところというのは不満がいろいろ出てきておるんです。それはいいか悪いかは、地域の皆さんが下水道で面整備をして環境をよくするというのが、その立場に立てばつながにゃいけんわけだけれども、そうした面で、予算を上げて何%を啓蒙活動したら進んでいくとかというのをね。私が聞きたいのは、現実に今接続可能なところでどのぐらいしていないのか、パーセントでいいですから、示してもらいたい。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）水洗化の状況でございますけれども、19年度末で整備状況は2万4,914、世帯数で1万408世帯ということでご説明申し上げます。現在の水洗化人

口でございますけれども、12月末ぐらいで、まだ正確に調べたわけじゃないんですけれども、ずっと人口等を調べてみた結果が2万2,611。それで、水洗化人口が9,540世帯、未水洗化人口が2,303人、940世帯。そのうち3年を過ぎた人口が1,667、670世帯ぐらいの方が3年を過ぎておられるということでございます。先ほどPRでございますけれども、3年を過ぎた方にはPRの通知等をさせていただいております。それで接続していただいた方、接続していない方はいろいろいらっしゃるんですがございますけれども、海田町としましては接続されない方に、3年たったとき、またあと2年たったとかというふうなときに接続のお願いの文書を差し上げておるような状況でございます。

○議長（原田）今、質疑の中でパーセントをお伺いされたんですが、各個別の数字が出たのでよろしいですか。佐中議員。

○15番（佐中）確認しますけれども、じゃ、3年を経過して未接続、これが今の説明では1,667世帯というように理解していいんですか。その中で70世帯の、私は答弁の中でわかりにくかったので、もう一遍その辺を詳しく説明してもらいたいと思います。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）3年過ぎた人口が1,667人、670世帯というふうに申し上げました。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）670世帯やね。今の啓蒙運動というのか、PRですね、こういう制度がありますよと。私はそうしてほしいんじゃないけれども、ほかの理由があつてできないというのがあるんですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）3年過ぎた方はいろんな理由をお持ちでございまして、何回も議会の中でもご説明申し上げておるんですがございますけれども、借家の問題とか、資金の問題とか、それとかいろいろと私道の問題というふうなことがございます。そこらのところをいろいろお持ちでございまして、ここですべてこれが何件、何件というのは把握していないんですけれども、何回もそういうふうに同じ方に大体通知を送るんですがございますけれども、それだけやってつないでいただけないということは何か理由があるんだろうというふうに私は認識しておるんですがございますけれども、今の状況としては3年過ぎた方がこれだけぐらいの人数がつないでいただけないということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。住吉議員。

○14番（住吉）資料の3ページ、一番上の方で19東部浄化センターの維持管理負担金が

2,474万7,000円、これの負担の理由を知りたいんです。なぜこれだけ負担しなきゃならなくなったのかということ。もう一つは、下の方は負担金が少なくて済んだということだから、あまり問題ないが、ついでに下も、なぜ負担金が余ったのかということをお願いします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）東部浄化センターの維持管理負担金でございますから、これは実流量によって県が町に指示額として報告してくるわけですけれども、今回の場合、県から、4月から12月までの本町の実流入量が当初想定していたよりかはかなり増えているということで増額をするものでございます。もう一つ、広島市の負担金でございますけれども、これについては一応起債償還の元金と利子でございますけれども、これは精算によるものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。私も3ページの住吉議員のところの東部浄化センターの維持管理事業、これが当初は1億1,825万のが2,474万、20%ぐらいかなり異常に増えているということで、今、流入量と言われたんですが、流入量にしては金額が20%ということでかなり太いんですが、もう1回説明をお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）東武浄化センターの維持管理費につきましては、先ほど課長が申しましたように、流域幹線にメーターがついておりまして、複合処理分区と申しまして、いわゆる大きな幹線に流入するのは本町、もしくは熊野町、それとか坂町、それと広島市、そういう複合の団体がその幹線へ流入させていきます。海田町なら海田町の出口に1個メーターがあるのかというたら、そういうわけではございません。いろいろな、いわゆる1市2町とか、2町とか、そういう箇所にもメーターがついてございます。そういうことで、水量自体は実水量でございます。水量といいますか、メーターにおけるところでは実水量でございます。ただ、その他にメーターがついておりませんので、それはどうして按分するのかといいますと、各々下水道計画に則りまして計画水量というのを持っております。そういうその地域地域の計画水量で按分しますよということで、県の流域下水道へ流入さす際に取り決めがございまして。そういうことで、各町いろいろ整備はしておりますが、その整備には差がございまして。そういうことで、計画水量で按分する際に実水量がぐっと入ってきますと、今年度どのぐらい整備するかによって、その水量

で按分するわけでございますが、水量が決まった際に、要するに本町の場合、流した水量より多く処理料を払わなくてはならない場面が出てまいります。と申しますのが、いろいろ下水道も努力はしておりますが、不明水とか漏水する部分もございます。そういう各市町の整備状況によりまして各年、各年、若干格差が出てまいります。それが昨年度は予測よりかなり少なかったわけですが、今年度は逆に少し多くのその水量が確定したものであるということでこの補正の金額が出てまいりました。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第8、第4号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、一般被保険者療養給付事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ6,763万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,569万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第4号議案、平成20年度海田町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料4の「平成20年度補正予算説明書」によりご説明いたします。まず、歳出予算からご説明いたしますので、3ページをお願いいたします。2款の保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金4,491万9,000円は、一般被保険者に係る医療費が当初見込みより増加し、予算に不足を生じるため、増額するものでございます。退職被保険者等療養給付費は、財源振替をしたものでございます。次に、2款保険給付費の高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金800万円及び退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金600万円は、高額療養費が当初見込みより増加し、予算に不足が生じるため、増額するものでございます。4ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金の負担金補助及び交付金1,075万円及び後期高齢者関係事務費拠出金の負担金補助及び交付金1,000円は、支援金及び拠出金の国の指示額の確定により予算に不足が生じるため、増額するものでございます。次に、8款保健事業費の保健事業費の保健衛生普及費の委託料206万3,000円は、健康づくり事業の実施内容の一部変更に伴う執行残によるものでございます。9款積立金の積立金3万円は、国民健康保険基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。3款国庫支出金の国庫負担金の療養給付費等負担金の現年度分5,008万円は、一般被保険者の医療費が当初の見込みを上回り、負担金を増額するものでございます。4款療養給付費等交付金の療養給付費等交付金の現年度分1,661万2,000円は、交付見込み額が当初の見込みを上回るため、増額するものでございます。5款前期高齢者交付金の前期高齢者交付金7,164万円は、国の指示額が当初の見込みを下回るため、減額するものでございます。8款財産収入の利子及び配当金3万円は、国民健康保険基金の利子を増額するものでございます。2ページをお願いいたします。9款繰入金の基金繰入金6,966万8,000円は、医療費に不足が生じる見込みがあるため、基金から繰入れるものでございます。10款繰越金の繰越金22万7,000円は、前年度の繰越金を財政調整のため、予算化したものでございます。11款諸収入の雑入の一般被保険者第三者納付金107万3,000円は、6件分の第三者加害による交通事故として、退職被保険者等第三者納付金131万6,000円は、2件分の第三者加害による交通事故の損害の保険として損害賠償を受けるもので、増額するものでございます。また、一般被保険者返納金27万1,000円は、15件分の被保険者

が資格喪失後に被保険者証を使用したことによる医療費の返還として増額するものでございます。

次に、議案についてご説明をいたします。それでは、第4号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,763万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億2,569万6,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。資料の4ページですけれども、ヘルスアップ事業、これが当初は299万3,000円組んであったんですね。それで206万の減額ということで、約3割はあれで、7割は残と。今、健康づくりの内容変更ということだったんですけれども、これも注視していたんですけれども、もうちょっと内容変更とか、どういう理由で70%の残になったのか、もう一度お願いします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）ヘルスアップの事業の減額の内容でございますけれども、まず、当初予定しておりました栄養指導、これらの人件費につきましては、内容を改めまして運動に特化したヘルスアップ事業にいたしました。そのため、当初予定していた人数より、これを保健センターとタイアップいたしまして事業を直営とした部分がございます。それで、運動部分だけを委託したということがあります。それともう1点は、当初7月から10カ月の予定でこの事業をする予定でございましたが、特定健診等が初年度の実施ということで、海田町におきましても6月に実施したわけですが、その結果が7月には出るという予定でいたんですが、それで、それから10カ月できるという予定で考えていたんですが、実際は9月にずれ込んでしまったために、実施回数等についても若干の回数の減少がございまして、トータルでこういう形で減額となったものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）特定健診がどうもうまくいっていない、全国的にというか、出ていましたよね。特定健診もこれから重要なんですけれども、次年度にかけての見通しというか、見込みはどんなですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）特定健診は、初年度につきましては、先ほどご説明しましたように、

国保連合会とタイアップしてこの事業を行って、その結果についてもやはり国保連合会を通して受診の結果をいただくということでございましたけれども、本年度はそのシステム等、それと、初年度ということで事務に不慣れがあったということで、結果通知がくれたということです。結局その中から抽出してヘルスアップ事業に参加していただく方を主に選んでいこうということでは1つあったわけですが、そういう形で9月にずれ込んだということです。それと、特定健診の受診状況でございますけれども、今年度は予算で目標にしていた数字、これは5カ年で数値目標を立てまして行うようになっております。平成24年度につきましては40歳から74歳まで、国保に加入の方の65%の方の受診を目標にしているわけなんです、20年度につきましては一応30%を目標にしておりました。ただ、先ほどのご質問がありましたように、この数値には少し届いておりません。引き続き24年度について目標の65%に行くように努力してまいりたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2ページの繰入金6,966万8,000円を繰入れて国保税を運用なさるわけですが、基金の残高はあと幾らになりましたか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）この金額を繰入れますと、基金の残高は一応ゼロになります。今回全額を繰入れる予定でおります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第5号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定について、基金管理事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,313万5,000円とし、介護サービス事業勘定については、介護予防支援事業費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,219万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第5号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料5の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、3ページの保険事業勘定歳出予算からご説明いたします。まず、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業の共済費2万5,000円の増額は、負担金率の上昇等によるものでございます。次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金の積立金3万円の増額は、介護給付費準備基金の定期預金満期による利子収入によるものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。国庫支出金の国庫補助金の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の地域支援事業交付金1万3,000円の増額及び県支出金の県補助金の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の地域支援事業交付金6,000円の増額は、歳出でご説明いたしました共済費負担金の上昇等に伴うものでございます。次に、財産収入の利子及び配当金3万円の増額は、介護給付費準備基金の定期預金満期による利子収入でございます。2ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の地域支援事業繰入金6,000円の増額は、共済負担金の上昇等に伴うものでございます。

次に、6ページの介護サービス事業勘定歳出予算についてご説明いたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の共済費1万7,000円の増額は、共済費負担金の上昇等に伴うものでございます。次の委託料73万9,000円の減額は、介護サービス事業所に委託するケアプランの作成件数が見込みを下回ったためでございます。

次に、5ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。サービス収入の予防給付費収入の介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入10万1,000円の

減額は、ケアプランの作成件数が見込みを下回ったためでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金62万1,000円の減額は、歳出でご説明いたしました介護サービス事業所に要する経費の減額等に伴うものでございます。

それでは、第5号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,313万5,000円とし、介護サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ72万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,219万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

ここで、執行部の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時20分 休憩

午後1時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第10、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成21年度町長施政方針をさせていただきます。本議会に提案しております平成21年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

昨年、アメリカに端を発した金融危機は、瞬く間に世界中に波及し、我が国経済にお

いても、輸出、生産、収益が減少するとともに、倒産が増加しております。これに伴い、派遣労働者等の雇いどめや解雇、新卒者の内定取り消しなど深刻な問題が生じております。本町においても、日系外国人の大量解雇をはじめとした派遣労働者等の解雇により住宅、生活資金等の日々の生活に困窮しておられる住民も見受けられるなどの影響があらわれており、今後増加することが予想されるところでございます。このような状況の中、住民の生活を守ることを第一に、これらの方々の生活支援のために、町として取り組めるものについては積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、平成21年度の政府の経済見通しは、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」などによる効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待され、実質成長率は0%程度となると見込まれております。

次に、財政状況でございますが、国の平成21年度予算は「基本方針2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化などを行うとともに、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげることでございます。しかしながら、大幅な税収減に伴い、一般会計予算の歳入のうち約4割に当たる33兆円余りを国債発行で賄っており、引き続き大変厳しい状況にあります。地方財政につきましては、生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を1兆円増額し、地域雇用創出や地方財源の充実に充てることとしており、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税の総額は平成20年度に比べ2兆7,000億円の増となっております。一方、本町の平成21年度の財政状況につきましては、歳入のうち、福祉事務所の設置に伴う国庫支出金や地方交付税の大幅な増額はあるものの、景気の後退に伴う法人町民税の大幅な減、また、個人所得の減収や土地価格の下落により、税収は平成20年度当初に比べ約2億4,000万円、5.5%の減となっており、引き続き大変厳しい財政状況にあります。

行財政運営につきましては、厳しい財政状況に対応するため、平成19年11月に改訂した「海田町行政改革実施計画」及び「海田町財政健全化計画」に基づき、平成21年度から新たに管理職員3%、管理職員以外の職員2%の給与カットを行います。また、引き続き投資的経費の縮減、事務事業の見直しなどさらなる行財政改革に取り組んでいくことにより、多様化する住民ニーズへの対応に必要な財源の確保に努めてまいります。

平成21年度予算編成につきましては、限られた財源の中で「子育てのしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」の実現に向けて策定した第3次海田町総合基本計画の実施計画に掲げられた事業の実施を重点に財源を配分し、小学校の耐震補強事業については、国の補助率の臨時的かさ上げに伴い、実施年度を前倒しして取り組みました。

主な事業につきまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って説明いたします。

第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

「生涯学習の推進」につきましては、住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応を基調とし、住民と連携・協力のもと、公民館や図書館など生涯学習関連施設の有効利用を図ります。さらに“魅力あるまち”海田で生涯にわたって主体的に学習活動ができ、豊かな心をはぐくんでいけるよう、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などの支援に努めてまいります。生涯学習情報「いきがいた」は、平成20年度から「広報かいた」の中に掲載しています。引き続きボランティアの皆様と協働で紙面づくりをしてまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会として「クラシックコンサート」を引き続き実施してまいります。また、平成20年度に図書館システムを改修した結果、インターネットからの図書検索ができるようになりました。今後も利用者の利便性が向上するよう、サービスの提供に努めてまいります。

「学校教育の充実」につきましては、「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を目標に掲げ、小・中連携による特色ある学校づくりを推進するとともに、基礎学力の定着に根差した「確かな学力」の向上を図ってまいります。また、豊かな心で人間らしく生きるための道徳教育や生徒指導の充実に努め、新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成を目指します。特に、小・中連携につきましては、小学校と中学校の教職員が9年間を見通して児童・生徒を育てるという視点に立って、英語活動、道徳教育、体力づくりなど7つの部会のいずれかに所属し、教科等について小・中学校間の連携・接続のあり方を研究しております。引き続き、海田西小学校と海田西中学校間の教員の乗り入れ授業などによる教育研究の連携強化を図ります。また、海田中学校とその校区内の小学校において生徒指導の連携強化を図り、小学校から中学校へのスムーズなつなぎ、いわゆる「中1ギャップ」の解消と学力・体力の向上に努めてまいります。平成23年度から小学校5、6年生に導入される外国語活動についてでございますが、平成20年度に県の実践研究指定を受けた海田西小学校では引き続き先進校としての取り組みを行ってまいります。他の小学校の外国語活動につきましては、移行期間の措置として「総合的な学習の

時間」に行い、また、英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語のコミュニケーション能力の向上を図るため、引き続いて小・中学校で英語指導助手を有効に活用してまいります。次に、複数教員による少人数指導でございますが、小学校1年生から3年生までを対象に広島県の制度が適用されない学級等についても引き続き町の単独事業として実施し、低学年時期における学習規律の確立と児童の発達段階を考慮し個性を活かす教育に取り組んでまいります。また、小学校2年生から6年生を対象とした学力検査についても引き続き実施し、教育指導の改善や学習の充実に努めてまいります。学校図書の整備についてでございますが、児童・生徒の読解力の向上と豊かな感性をはぐくむため、バランスのとれた図書資料の充実に努めてまいります。子どもと親の相談員についてでございますが、引き続きすべての小学校に配置し、不登校やいじめ問題など、児童・生徒・保護者に対する相談・指導体制の充実に努めてまいります。また、児童・生徒の学習機会の確保と学校の生徒指導を支援するため、引き続き適応指導教室を設け、青少年指導員の配置を行います。小・中学校へのパソコン整備についてでございますが、平成20年度で全教職員への整備が完了しましたので、今後は機器の適切な管理のもと、教職員の学校業務の効率化や児童・生徒の情報活用能力をはぐくむ教育環境の充実に努めてまいります。教育環境の充実についてでございますが、引き続き校舎の耐震補強対策と施設の維持保全に努めてまいります。主な事業といたしましては、平成20年度に実施いたしました小・中学校の校舎3棟の耐震診断の結果、I s 値が0.3未満の海田小学校と海田東小学校の本館校舎について耐震補強工事に係る実施設計を行ってまいります。また、施設整備につきましては、海田小学校家事室の改修、海田東小学校新館トイレの改修、海田南小学校運動場の一部への芝張り、海田中学校北校舎のトイレの改修など、各小・中学校の施設の改修を行います。学校給食施設につきましては、海田西小学校給食室に加熱調理した食材を冷却する真空冷却機を導入するとともに、海田南小学校給食室に室内温度を適温に保つための空調設備を整備し、調理現場の衛生管理の充実に努めてまいります。児童・生徒の安全対策についてでございますが、各学校において引き続き通学路の安全マップづくりや防犯教室などを活用し、危機察知能力や危険回避能力の向上を図ります。また、登下校時の巡回パトロールや子どもの見守りについては、町職員による巡回パトロールを継続するとともに、地域の方々や学校安全ボランティアなどの協力を得て安全確保に努めてまいります。

「明るく元気な青少年の育成」につきましては、近年、子どもたちの豊かな成長に欠

かせない、地域の人や自然と触れ合う様々な体験の機会が乏しくなっております。このため、青少年の育成事業として「子ども会球技交歓会」や「子どもまちあそびクラブ」など、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動を通して、多種多様な体験ができる機会の充実を図り、主体的な活動ができるようなプログラムを提供してまいります。児童クラブにつきましては、引き続き、下校後に保護者等が家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、基本的な生活習慣、道徳性、社会性の育成に努めてまいります。

「地域文化の継承と創造」につきましては、ふるさと館において「むかしの暮らし展」などの催しを通して行ってまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の振興」につきましては、住民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、ウォークラリーやグラウンドゴルフ等の活動機会の充実を図ってまいります。学校開放事業につきましては、平成20年度から小学校の屋内・屋外運動場を土曜日の午前7時から午後9時30分まで利用できるようにいたしました。今後も健康づくりの身近な施設として利用促進を図ってまいります。また、町内のスポーツ団体の育成や活動の支援を引き続き行ってまいります。

「国際交流の推進」につきましては、平成21年度も引き続き、日系人労働者生活相談員を配置し、外国人の生活相談に対応してまいります。

「男女共同参画社会の形成」につきましては、「海田町男女共同参画基本計画」に基づき、性別に関係なく、互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、関心と理解を深めるよう、引き続き啓発するとともに町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいりたいと思います。

「人権教育・啓発の促進」については、すべての人々が互いに人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指すため、ハートフル講演会をはじめ、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映等を行い、人権侵害のない明るいまちづくりに取り組んでまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

「安心して暮らせる高齢社会の形成」につきましては、平成20年度策定の「高齢者福祉計画」に基づき、高齢者の方々が元気で生き生きと生活ができるよう、生きがい対策事業や日常生活支援事業の推進に取り組んでまいります。また、福祉センターにつきましては、平成21年度から25年度までの5年間で、引き続き指定管理者制度により海田町

社会福祉協議会に管理運営を代行させてまいります。次に、団塊の世代の大量退職時代を迎え、退職後の皆様がこれまで培った豊かな経験と知識を活かし、活動的な高齢者として積極的に地域とつながりを持ち、地域への貢献と豊かで健康な生活を送っていただくために、就労機会の確保と生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブに対しても引き続き支援を行ってまいります。

「子育て環境と児童福祉の充実」につきましては、少子化・核家族化が進む中、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの3カ所の子育て支援センターを中心に子育て相談、親子教室、食育講座等を行い、子育て環境の充実を図ることにより、親子で気軽に集うことができる場づくりに積極的に取り組んでまいります。保育運営事業につきましては、引き続き延長保育や一時保育など特別保育の充実を図り、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。その他、引き続き、未就園児に対する園庭開放や妊婦に対する保育体験を行い、地域に密着した保育所運営を目指してまいります。母子保健事業につきましては、子どもの健やかな成長を支援していくために、4カ月までの赤ちゃんの全戸訪問を目指し「こんにちは赤ちゃん事業」を推進するなど、訪問活動や健康相談及び健康教育事業を通じて、子育て支援に関する情報を提供し、母親の育児不安の軽減や虐待の未然防止に努めてまいります。また、専門医師や心理士による幼児の発達相談事業を引き続き実施し、発達障害児の早期発見を目指してまいります。安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、妊婦一般健康診査受診票の交付枚数を5枚から14枚に増やし、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を一層図ってまいります。保険診療以外の不妊治療を受けた方に対し、経済的負担の軽減を図るための不妊治療費助成を引き続き行い、費用の一部を助成してまいります。また、県移譲事務として新たに未熟児の養育医療給付の決定業務を行うとともに、未熟児訪問を実施することにより、未熟児のいる家庭への一貫した支援を行ってまいります。食育の推進につきましては、町民一人ひとりの健全な食生活の実践を支援するために「海田町食育推進計画」を策定し、食育を学校・家庭・地域等で総合的に推進していくよう取り組んでまいります。

「健康づくりの推進」につきましては、特定健診・特定保健指導の実施から2年目を向かえ、さらなる成果が求められております。健診受診率の向上と特定保健指導対象者への食生活や運動に関する保健指導を効果的に実施し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を目指してまいります。健康増進事業としまして、平成20年度か

ら実施しております瀬野川河川敷等を活用した「海田町ふれあいウォーキング」事業の充実を図り、正しいウォーキングの方法等を周知するなど、ウォーキングの輪を広げる取り組みを行ってまいります。また、福祉センターのプールを活用した水中健康教室や健診結果説明会、元気づくり座談会などを実施し、引き続き疾病の予防対策に取り組んでまいります。がん検診につきましては、平成20年度に引き続き、特定健診等と一体的に土曜日・日曜日を加えた9日間実施し、疾病の早期発見・早期治療につながるよう努めてまいります。また、特定健康診査対象者以外の18歳から39歳までの方の健康診査も引き続き実施し、若いときからの健康づくりの支援をしてまいります。歯科保健につきましては、乳幼児期における歯科健診や歯科保健指導を引き続き実施してまいります。また、妊婦歯科健康診査や40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象とした歯周疾患検診も引き続き実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。

「地域福祉の推進」につきましては、引き続き社会福祉協議会、民生委員等と連携し、福祉活動の充実を図り、地域に密着した、人々に優しい思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、平成20年度に策定した第2期障害福祉計画に基づき、今後必要とされるサービス量を的確に把握し、障害者の方々が地域で日常生活や社会生活ができるよう給付サービスの確保に取り組んでまいります。精神保健事業につきましては、引き続き通院医療費助成を行い、精神障害者の方々が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう経済的負担の軽減を図ってまいります。また、障害者サービスの利用と相談支援を促進するため、精神保健福祉相談の充実を図り、精神障害者の方々の在宅生活の支援に努めてまいります。平成21年度から開設する福祉事務所につきましては、職員の拡充を図りつつ、社会保障制度の充実を努め、生活上の不安解消に向けて迅速な対応や母子世帯に対する自立支援の促進など、地域でのセーフティネットの役割を果たすよう取り組んでまいります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

「災害に強いまちづくり」につきましては、老朽化が著しい防災行政無線をデジタル化し、全国瞬時警報システムや緊急地震速報に対応した機器に更新します。これにより、町民の皆様への伝達体制が強化されます。また、広島県総合行政通信網と連携し、迅速かつ確実な情報の収集を行うことにより、防災体制の充実・強化に努めてまいります。消防事務につきましては、引き続き広島市に委託し、町民の生命、財産を守るため、広島市と一体となって消防力の充実を努めてまいります。

「暮らしの安全と安心の確保」につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めてまいります。防犯対策につきましては、「夜間防犯パトロール事業」が犯罪の抑制に一定の成果があることから、引き続き実施し、犯罪の防止に努めてまいります。あわせて、自治会や防犯組合など、各種団体の皆様が自主的に行われるボランティア活動につきましても引き続き支援してまいります。交通安全対策につきましては、引き続き、地域ぐるみの交通安全運動を進めていくため、海田町交通安全協会の取り組みを支援するとともに、施設の整備を進めてまいります。消費生活相談事業につきましては、平成20年度から設置しました消費生活相談員による悪質商法の相談業務は、振り込め詐欺や還付金詐欺、催眠商法などの悪質商法の被害防止に一定の成果があったことから、引き続き配置し、悪質商法の被害の未然防止に努めてまいります。

「快適な環境の整備」についてでございますが、公園につきましては、都市計画公園である三迫公園は今後も公園として存続させるため、土地の用地買収を進めてまいります。公園の維持管理につきましては、地元の皆様と協力しながら、気持ちよく安心して使っていただける公園の維持ができるように努めてまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

「環境にやさしい社会の実現」につきましては、地域ぐるみで環境に優しい取り組みができるよう、引き続き啓発してまいります。地球温暖化防止対策の一環として、平成20年度から実施しました緑のカーテン事業は、海田東小学校での検証の結果、最大5度、平均2.7度の温度差がありましたので、平成21年度も引き続き実施施設数を増やし、温暖化防止に努めてまいります。地域での環境問題への取り組みにつきましては、個々の足元からきれいにしようという行動・実践が大切であることから、美しいまちをつくるのは住民一人ひとりであることを再認識していただくために「美しいまちづくり条例」の啓発に努めてまいります。

「廃棄物処理対策の推進」につきましては、平成20年度に見直しました「一般廃棄物処理基本計画」のごみ処理の方針に基づき廃棄物処理対策を行うとともに、ごみの減量化、資源化の重要性を町民の皆様にご理解いただき、分別の徹底を図り、排出抑制に努めてまいります。大型ごみ等の不法投棄の防止につきましては、引き続き町内パトロールによる監視活動や不法投棄多発地域への防止看板の設置を行ってまいります。また、住民の皆様には、再資源化の重要性を十分認識していただくよう啓発を行い、不法

投棄の防止に努めてまいります。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

「多彩な拠点・ゾーンの形成と連携」についてでございますが、役場庁舎移転事業につきましては、事業手法の比較検討を含めた基本計画の策定を行い、新庁舎の基本理念や整備方針を定めるとともに、より具体的な施設の規模や機能等を明らかにしてまいります。JR海田市駅バリアフリー推進事業につきましては、事業施行者であるJRが平成20年度の呉線側ホームに続いて平成21年度には山陽本線側ホームのバリアフリー化工事に着手することから、引き続きJRに対して事業費の一部を補助いたします。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、平成20年度に事業区域をこれまでの5.8ヘクタールから東地区の2ヘクタールに縮小し、西地区の3.8ヘクタールは地区計画の計画決定を行いました。平成21年度におきましては、新たな区画整理事業区域の関係権利者と話し合いを進め、駅前にふさわしい将来の土地利用構想を策定してまいります。

「道路交通体系の整備」についてでございますが、都市計画道路新開蟹原線につきましては、浜角から県道矢野海田線までの区間につきましては引き続き用地買収を行い、整備を進めてまいります。都市計画道路中店小学校線につきましても、引き続き用地買収を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、平成34年度の整備完了を目指して、引き続き用地買収を進めることとしております。また、早期に事業効果が発揮されるよう町が要望しておりました海田市駅北側道路の暫定道路整備は、県において現在工事中であります。引き続き中店地区につきましても暫定道路整備工事をしていただくよう県と協議を進めてまいります。平成21年度も、関係自治体と連携を図りながら事業の促進を図ってまいります。生活道路の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するため、三迫地区の生活幹線道路である町道6号線2工区、町道135号線及び三迫二丁目地内の道路整備事業を進めてまいります。また、安全対策としまして、歩行者、自転車などが安心して通行できるよう、あんしん歩行エリア対策を引き続いて行ってまいります。道路の維持管理につきましては、町域内の県道及び町道の維持管理を行ってまいります。引き続き「道路里親制度」による清掃美化や、緑化作業を行うボランティア団体を募集し、活動を支援してまいります。橋りょうの維持管理につきましては、橋りょうの長寿命化を検討していく上で必要な定期点検を実施してまいります。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、駅北口の暫定道路整備工事に伴い、北口駐輪場を駅の東側へ移設して、現在の南口駐輪場とあわせ、駅利用者の利便性の向

上と、駅周辺の道路交通の円滑化を保っていくため、引き続き自転車等駐車を運営してまいります。

「情報通信基盤と機能の強化」につきましては、これまで役場の窓口へ出向いて行っていた簡易な各種申請・届出などの手続きが、自宅や会社のインターネットに接続されているパソコンなどから行うことができる「電子申請システム」を構築し、平成21年度4月から運用を開始いたします。また、公共施設の利用予約につきましても、「電子申請システム」と同じくインターネット上から行うことができるよう「施設予約システム」を構築し、平成21年度内に運用を開始する予定でございます。これにより、住民の利便性の向上と窓口業務の効率化を図ってまいります。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

「農林水産業の振興」についてでございますが、農業振興につきましては、イノシシによる農作物の被害拡大が懸念されますので、引き続きその駆除に対して支援してまいります。林業振興につきましては、森林を健全な森林として維持管理し、次世代に引き継いでいくため、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、引き続き本町の山林が荒廃しないよう適切に維持管理してまいります。水産業振興につきましては、引き続き、ノロウイルス風評被害を受けた漁業者の支援に取り組んでまいります。

「工業・商業・サービス業の振興」につきましては、大変厳しい経済状況の中で町内商工業者の経営の安定を図るため、海田町中小企業預託融資制度の活用を促進するとともに、国及び県等と連携し、町内商工業者が、国及び県が実施している支援施策などを十分に活用できるよう情報の発信を行ってまいります。また、平成21年4月1日に海田町、船越町、坂町の3商工会が合併し、新設される広島安芸商工会に対しては、地域商工業の経営の安定と発展を図るために引き続き経営改善普及事業等の支援をしてまいります。

「勤労者の生活の安定と向上」につきましては、現在の雇用情勢の悪化を踏まえ、雇用の安定と就労機会の確保を図るため、国及び県等の関係機関や商工会及び町内企業と連携しながら、雇用及び就労に関する情報をホームページ等を活用して広く情報提供してまいります。さらに、中国労働金庫に対して引き続き預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進し、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。

第7点目は、「参加と連携による地域ぐるみのまちづくり」でございます。

「住民参加のシステムづくり」につきましては、協働型社会の構築に向けて、町職員の意識改革を重点的に行うための研修を実施していくとともに、住民の方々に対して協働によるまちづくりについての情報を様々な機会を通じて提供してまいります。また、町が実施していく施策においても、ワークショップやパブリック・コメントなどの手法により住民参画を推進してまいります。また、町長のぶらり訪問やタウンミーティングを引き続き行い、町民の方々の生の声を町政運営に反映させてまいります。

「町税等の収納対策」につきましては、景気の後退に伴い滞納が増えることが予想されるため、一層の徴収努力をしてまいります。また、期限内納税が困難な方の増加が見込まれるため、納税相談窓口の拡充を図ってまいります。平成18年度から実施しているコンビニ納付につきましては、年々利用件数が増加しており、口座振替制度の推奨とあわせて引き続き積極的にPRするとともに、今までコンビニ納付ができなかった過年度分についても納付ができるようにするなど、納税者の利便性の向上を図り、収納率の向上を目指してまいりたいと思います。

第4次総合計画の策定につきましては、第3次計画の計画期間が平成22年度で満了することに伴い、平成21年度から2カ年かけて策定に取り組みます。この計画は町の方向性を示す最上位の計画となりますので、学識経験者等の意見や提言を取り入れながら、住民との協働による実効性の高い計画づくりを行ってまいります。

「公共下水道事業特別会計」につきましては、雨水整備及び汚水整備を引き続き進めてまいります。雨水整備につきましては、蟹原地区の浸水解消を図るため、県道矢野海田線に瀬野川左岸排水区中雨水幹線を延伸してまいります。汚水整備につきましては、成本、畝一丁目、寺迫二丁目、稲葉、国信一丁目、新町、稲荷町地区の幹線整備及び面整備を進めてまいります。これにより整備面積は約406ヘクタール、処理人口は約2万5,900人となり、全体面積の66%が整備され、人口普及率は89%になる予定でございます。

「国民健康保険特別会計」につきましては、大変厳しい財政状況ではありますが、医療制度改革に対応した効率的かつ効果的な運営に努めてまいります。今後とも、安定した運営のため、保険税の口座振替納付やコンビニ収納の促進を図りながら、なお一層の収納率向上に努めて財源確保を行いつつ、年々増加する医療費の適正化を図ってまいります。次に、保健事業につきましては、生活習慣病の予防を目的として、運動を中心に栄養指導も取り入れた運動教室などの「健康づくり事業」を引き続き実施してまいります。

また、被保険者の健康維持のための生活習慣病対策として、平成20年度から実施が義務づけられた特定健康診査・特定保健指導につきましては、より効果的な実施に向けて、がん検診等の同時実施を行うなど受診率の向上に努めてまいります。

「老人保健特別会計」につきましては、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」に移行され、老人保健制度が廃止となりましたが、未請求分や過誤請求の是正等の事務処理のため、平成22年度まで継続してまいります。

「介護保険特別会計」でございますが、平成20年度策定の「第4期介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ってまいります。平成21年度におきましても引き続き介護予防施策に重点を置き、一般高齢者対象の「水中健康教室」「いきいき健康マージャン広場事業」「介護予防うんどう広場事業」や、虚弱な高齢者を対象とした「筋力向上トレーニング事業」を実施いたします。また、介護支援専門員を採用し、要介護認定やケアマネジメントの適正化など、国の指針に基づいた介護給付適正化事業を実施するとともに、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、適正な保険財政の運営に努めてまいります。

「後期高齢者医療特別会計」につきましては、後期高齢者医療制度に基づき、運営主体の広島県後期高齢者医療広域連合とともに、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、適正な運営に努めてまいります。

「水道事業会計」につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するという水道の使命を達成するため、水道施設の改良及び更新を推進してまいります。施設整備の主なものといたしましては、蟹原浄水場の緩速ろ過池と送水ポンプ操作盤の改良、石原地内送水管の布設替及び地震に強い水道管を採用した管網整備を行ってまいります。

以上、それぞれの会計においてその概要をご説明いたしました。これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（原田）以上で施政方針演説を終わります。

施政方針に対する質問につきましては明日予定をしておりますが、ほかに質問・質疑のできる場があるものについては、できるだけ、設置を予定しております予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑・質問を行っていただきたいと思っております。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたし

ます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後2時06分 延会